

Part 1

会社の安全配慮義務は履行されたのか!?

勤務における問題点

8月15日、近畿地方に台風7号上陸、翌日、東海地方に線状降水帯の通過により大幅なダイヤ乱れが発生しました。

「災害時は社会機能を一旦停止してやり過ごす」という社会的な合意ができ始め、鉄道の計画運休が社会に定着しつつある中、JR東海も台風7号の接近にともない計画運休を実施しました。これまでの強行に運行させ、途中長時間の運転見合わせ等、ご利用のお客様に多大なご迷惑をおかけした反省に踏まえて判断したのでしょうか。

計画運休実施にともない、出勤等に関して様々な問題が発生しました。

計画運休の前日、会社は新幹線通勤者を中心に、当日勤務の乗務員に宿泊を慫慂しました。

15日当日、在来線は一部を除き運行する予定で、帰宅した乗務員も多数いました。

【問題1 脅し】

当日、自宅から出勤で、仮に在来線や私鉄等が遅れたとしても通勤障害として扱われず。

ところが、前日14日の退出点呼において大阪第一運輸所、大阪第二運輸所の管理者が、「明日の出勤が遅れたら、出勤遅延になる」あるいは「出勤遅延になるかもしれない」と通勤障害という正当な理由があるにも関わらず、「脅し」をかけてきたと複数の乗務員からの証言がありました。

【問題2 安全配慮義務】

15日、台風当日、運行するはずの在来線は運転見合わせ、会社から、他の交通手段で出勤を指示されました。しかし、乗り継ぎの交通機関が運休していて、仕方なく暴風と豪雨の中、徒歩にて職場までの通勤を余儀なくさせられました。当然、新幹線の計画運休が実施されていて、夜遅くの乗務員だけを乗せて運行する乗務員回送まで半日以上の間があるにも関わらずです。

危険だから在来線や私鉄、その他の交通機関が運休している最中、徒歩による通勤は極めて危険と言わざるを得ません！

続きは次号にて、問題点を明らかにします！